

徳島県訓令第十一号

庁 中 一 般
東 部 各 局
各 セ ン タ ー 等
各 総 合 県 民 局
徳 島 県 警 察 本 部

徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年十二月二十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

徳島県事務決裁規程（昭和四十二年徳島県訓令第百六十号）の一部を次のように改正する。

別表第四市町村課の項部長の欄第九号の4中「第三百九十三条」を「第三百九十三条第一項」に改め、同表環境管理課の項課長の欄第八号中「第五条第一項」を「第六条第一項」に改め、同表薬務課の項部長の欄第六号の2中「第十二条の三第一項」を「第十二条の六第一項」に、「大麻草採取栽培者の」を「第一種大麻草採取栽培者の」に、「大麻草採取栽培者名簿」を「第一種大麻草採取栽培者名簿」に改め、同項課長の欄第九号の1中「大麻草採取栽培者」を「第一種大麻草採取栽培者」に改め、同号の2中「第十二条の四第二項」を「第十二条の七第二項」に、「大麻草採取栽培者の」を「第一種大麻草採取栽培者の」に、「大麻草採取栽培者名簿」を「第一種大麻草採取栽培者名簿」に改め、同号の3中「第二十一条第一項」を「第二十二条の三第一項」に、「大麻」を「大麻、大麻草の種子若しくは麻薬」に改める。

別表第六徳島県東部保健福祉局長の項第三号中「第二十一条第一項」を「第二十二条の三第一項」に、「大麻の」を「大麻、大麻草の種子若しくは麻薬の」に改める。

別表第十二交通部運輸免許課の阿南分室の項課長等の欄第一号及び交通部運輸免許課の阿波分室の項課長等の欄第一号中「」に限る。」の下に「、五十八の項の1の事務」を加え、「（再交付を除く。）」を削る。

附 則

この訓令は、令和七年一月一日から施行する。ただし、別表第四環境管理課の項課長の欄第八号の改正規定は同年二月一日から、同表薬務課の項及び別表第六徳島県東部保健福祉局長の項第三号の改正規定は同年三月一日から施行する。